

介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱いについて

1 介護保険サービス事業者等における事故発生時の報告について

介護保険サービス事業者等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)をはじめとする国の省令等に、事故発生時における市町村への連絡について規定されています。

本取扱いは、速やかに、かつ、正確な連絡・報告が行われるよう、取扱いを定め、介護保険事業者等の事業運営の適正化を図ることを目的とするものです。

2 対象事業者

- ・ 介護保険法に規定する指定事業者
(指定通所介護事業所等の設備を利用し宿泊サービスを提供している時間帯に発生した事故等も含む。)
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者
(介護予防通所・訪問サービス事業者、生活支援通所・訪問サービス事業者)
- ・ 有料老人ホーム(住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホーム、未届け有料老人ホーム)
- ・ 養護老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅

3 報告を要する事故等

報告事項	報告内容
① サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none">・ ケガの程度は、外部の医療機関で治療(施設内の同程度の治療を含む。)を受けた場合。・ 上記以外で、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合。 <p>※ 「サービスの提供による」とは、送迎、通院中も含まれる。</p> <p>※ 通所サービス、短期入所サービス、施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」と考える。</p> <p>※ 事業者側の過失の有無は問わない。</p> <p>※ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められる場合は報告するものとする。</p>
② 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none">・ 食中毒、感染症(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症(五類感染症については集団感染等の状態になるおそれのあるものに限る。)が発生した場合。・ 以下の報告基準のいずれかに該当する場合<ol style="list-style-type: none">(1) 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者・重篤患者が1週間以内に2人以上発生した場合(2) 同一の感染症や食中毒の患者、若しくはそれらが疑われる者が10人以上または全利用者の半数以上発生した場合(3) 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長等が報告を必要と認めた場合

		※関連する法に定める届け出義務がある場合はこれに従うものとする。
③	職員の法令違反・不祥事等の発生	・利用者の処遇に影響があるもの。 (例：利用者からの預り金の着服や横領、送迎時の交通事故、利用者の個人情報の漏洩等)
④	その他報告が必要と認められる事故の発生	・利用者等の保有する財産の滅失、損壊。 ・事業所からの離設、行方不明。 ・利用者等からの暴力行為による受傷。 ・自然災害等による施設の設備の損壊、等

4 報告の方法

介護保険事業者事故等報告書（別紙）を記入し、速やかに持参してください。

※報告内容の詳細が分かるよう、写真等の添付も可。

5 報告先

瀬戸市役所高齢者福祉課指導監査係

※事故対象者の保険者が瀬戸市以外の場合、当該保険者にも報告してください。

6 その他

- ・事業所が遠方等で持参できない場合は、ご連絡ください。
- ・報告書の提出時に、内容の詳細な聞き取りを行いますので、提出にあたっては、内容を十分把握している方がご来庁ください。
- ・事故内容によっては、経過の報告を依頼する場合があります。

7 関係法令等

- ・指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（愛知県条例／指定居宅サービス、居宅介護支援、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護予防サービス、指定介護療養型医療施設）
- ・瀬戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（瀬戸市条例／地域密着型サービス）
- ・瀬戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（瀬戸市条例／地域密着型介護予防サービス）
- ・瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（瀬戸市条例／指定介護予防支援）
- ・養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（愛知県条例／養護老人ホーム）
- ・愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針（愛知県指針／有料老人ホーム）
- ・有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて（平成24年5月25日付厚生労働省老健局高齢者支援課・国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡／サービス付き高齢者向け住宅）